

消費税増税対応テキスト

1. はじめに
2. 消費税導入からこれまでの動向
3. 消費税増税の概要
4. チェックシート
5. 増税後に予想される影響
6. 価格転嫁対策
7. おわりに

平成25年6月



全国商工会連合会

1. はじめに

平成24年8月10日に消費税増税法案が成立しました。

これにより消費税率が平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%へ引き上げられる予定です。

本テキストでは、消費税について、導入からこれまでの動向、今回の増税の概要及びそれに伴い予想される影響、また、増税時において最も重要となる増税分の価格転嫁対策などについて解説しています。

また、消費税増税に適切に対応するためのチェックシートやフローチャートを設けていますので、現状を把握するためにご活用ください。

消費税増税が実施される前に課題を明確にし、予想される影響に対して万全の対策を講じていきましょう。

2. 消費税導入からこれまでの動向

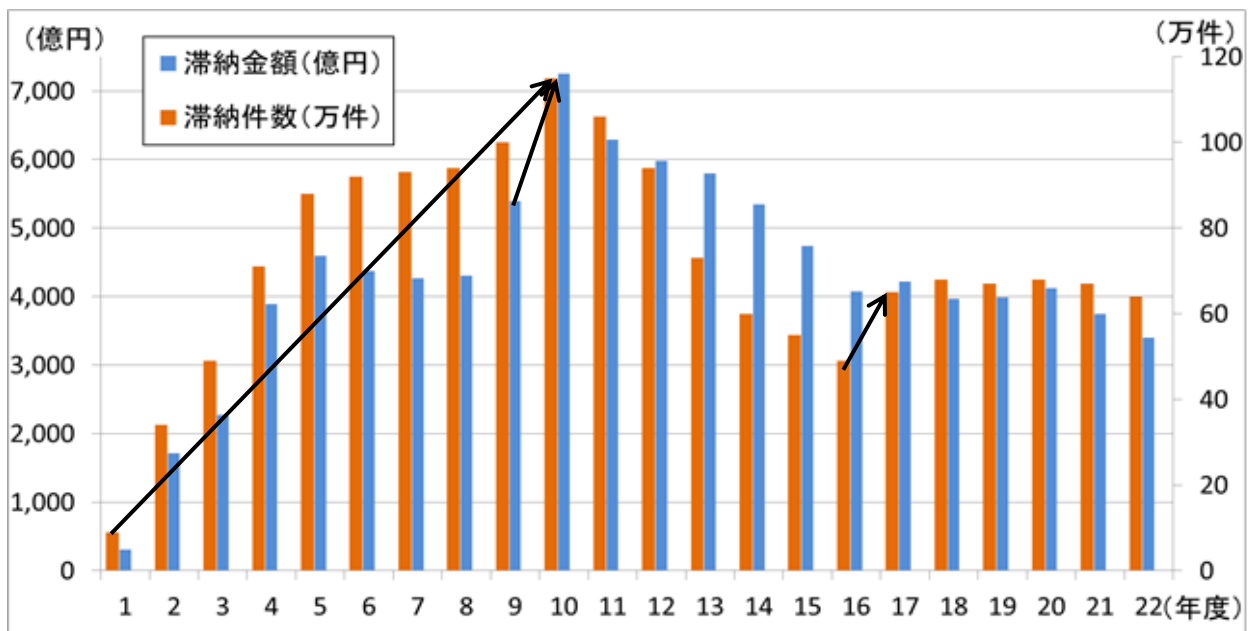
消費税導入以降の経緯は＜参考1＞のとおりです。

平成元年4月に消費税が導入され、平成10年度までは、消費税滞納件数が増加し続けました。また、平成9年4月の増税後は、滞納金額の増加に拍車をかける結果となっています。

その後は、平成10年度をピークに滞納金額・件数ともに減少傾向にありましたが、平成16年4月の免税点の上限金額引下げにより、平成17年度の滞納件数・金額は増加に転じました。

以上から、今後の消費税増税への対策は、必要不可欠なものといえます。

＜消費税導入以降の滞納金額及び件数の推移＞



出典：国税庁一会計検査院資料を加工

<参考1>消費税導入以降の経緯

年 月	事 項	具体的内容（カッコ内は税率）
平成元年 4 月	消費税法施行	消費税の導入（3%）
平成 9 年 4 月	税率引上げ	地方消費税導入と消費税率の引上げ（5%）
平成 16 年 4 月	免税点引下げ	免税点が売上 3000 万円→1000 万円に引下げ
	税込表示	価格の表示に「税込表示」を義務化
平成 26 年 4 月	税率引上げ	消費税率の引上げ（8%（予定））
平成 27 年 10 月	税率引上げ	消費税率の引上げ（10%（予定））※

※ 一部の商品を対象に軽減税率の導入が検討されている。

<参考2>軽減税率を導入した場合の問題

自民党と公明党は「平成27年の消費税率の10%へ引上げ時に軽減税率の導入を目指す」ことで合意しています。しかし実態は、

- ・ 軽減税率を適用する品目が未定
- ・ 軽減税率の適用による税収の減収（補填する税収も未定）
- ・ 納税額の計算が今まで以上に複雑化し、事務負担が増加
- ・ 税率と税額が記載されるインボイス導入の是非（いわゆるEUのようなインボイスを導入した場合、免税事業者との取引で仕入税額の控除が出来なくなるおそれ）

など、様々な問題が挙げられます。

そのため、税率の引上げだけでなく、軽減税率導入の動向にも目を向けていく必要があります。

3. 消費税増税の概要

消費税の特徴としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 消費税の納税者は、消費者ではなく事業者
- ・ 消費税は、赤字企業でも納税が必要
- ・ 事業者は、取引先から預かった消費税と、仕入先等に支払った消費税の差額を納税（本則課税）
- ・ 売上高5千万円以下の事業者については、業種ごとに「みなし仕入率」も適用可能（簡易課税）
- ・ 売上高1千万円以下の事業者は免税（事業者免税点制度）

消費税増税については、以下のとおり現状の5%から平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%となる予定です。

現行	平成26年4月1日～	平成27年10月1日～
消費税率5%	消費税率8%	消費税率10%
うち 国税4%, 地方税1%	うち 国税6.3%, 地方税1.7%	うち 国税7.8%, 地方税2.2%

では、消費税増税を前に何をすべきでしょうか。まずは次頁のチェックシートで自社の現状を把握してみましょう。

4. チェックシート

◆税金面について

- 消費税を納税している（免税事業者でない）
- 税額の計算方法（本則または簡易）を把握している
- 税額計算は、PC等自動計算電子機器を使用している（手作業でない）
- 税率が上がった場合、納税額がどれくらい増えるか把握している

（例）簡易課税にて申告 売上高 1500 万円の場合…

	みなし 仕入率	5%の納税額(A)	8%の納税額(B)		10%の納税額(C)	
				(B)-(A)		(C)-(A)
卸売業	90%	75,000 円	120,000 円	45,000 円	150,000 円	75,000 円
小売業	80%	150,000 円	240,000 円	90,000 円	300,000 円	150,000 円
製造業等	70%	225,000 円	360,000 円	135,000 円	450,000 円	225,000 円
飲食業等	60%	300,000 円	480,000 円	180,000 円	600,000 円	300,000 円
不動産業等	50%	375,000 円	600,000 円	225,000 円	750,000 円	375,000 円

◆価格表示について

- 値札など税率変更に対応する準備をしている
- 請求書等発行書類について税率変更準備をしている

◆経理実務面について

- 記帳は、手書きでなく、PC等電子機器を使用している
- 納税時の資金繰りを考えている
- 長期にわたる契約について税率変更の準備をしている

◆その他

- 取引先から値下げや価格維持を要請されたことはない
- 商品・サービスの見直しについて着手している

チェックのない項目がある事業者は、次頁以降で解説している「予想される影響」が大きいと想定されるため、早急な対策を考えましょう。

5. 増税後に予想される影響

消費税の増税は、短期間で2回にわたり行われる予定であり、企業経営に様々な影響をもたらすことが予想されます。

この項では、予想される影響について確認しましょう。

① 価格転嫁に係る影響

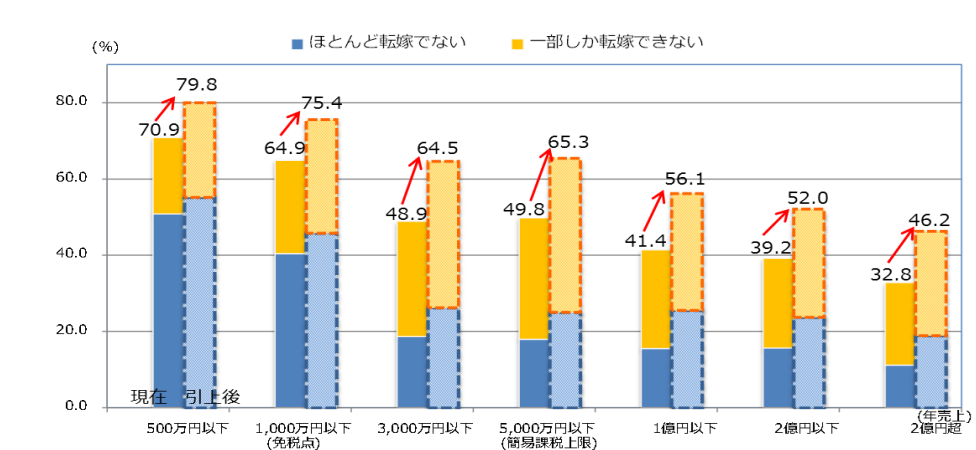
<図1>のとおり、平成23年8月から9月にかけて実施した「中小企業における消費税実態調査」において、売上の規模が小さいほど「消費税の価格転嫁が出来ない」とする割合が高くなっています。

また、売上高5千万円以下の事業者について、「ほとんど転嫁出来ない」または「一部しか転嫁出来ない」とする割合の合計は、5割程度となっており、価格転嫁の実態は厳しいものといえます。

価格転嫁が十分に出来なければ、事業者は自らの利益を削って納税することとなり、企業経営を圧迫するため、早急に転嫁対策を実施する必要があります。

< 図 1 >

小規模事業者の消費税の価格への転嫁の実態 <現在の状況(左)と税率が引き上げられた場合(右)の予測>



「中小企業における消費税実態調査」（平成23年8～9月、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会が共同で実施。回答数：9,388事業者。）より抜粋

② 価格表示に係る影響

価格表示については、2段階で引上げが行われるため、その都度レジに登録している税率の変更などの事務作業が必要となります。

また、消費税の改定年度以降は、複数の税率が存在することとなりますので、仕入時点ごとに税率が異なる場合（例えば、平成26年3月に仕入れたものと4月に仕入れたもの）などは注意が必要です。加えて、会計ソフトを使用している事業者にとっては、使用ソフトが複数の税率に対応するか、あらかじめ確認しておく必要があります。

③ 契約書類の表示に係る影響

発行する請求書や契約書の消費税額が、どのように表示されているか確認して下さい。

税率引上げ時期をまたぐ契約となるなどの場合は、税率引上げ後に引上げ分の金額をもらえないなどのトラブルを招く可能性も想定されます。

そのようなトラブルを防止するため、取引先と相談をした上で、契約書の改訂のあらかじめ準備をしておいた方が良いでしょう。

④ 経理実務に係る影響

経理の実務面においても、税率改定により契約書や請求書には複数の税率が存在する期間があり、会計処理の際に会計事務所等に確認することが出てくるなど、事務作業において混乱が生じることも想定されます。

6. 価格転嫁対策

消費税率引上げにより、「予想される影響」は前項のとおりですが、そのための対応・対策としてはどのようなことが挙げられるでしょうか。

まずは、P 1 3のフローチャートを実施してみてください。

そのうえで、フローチャートのSTEPごとに解説していきたいと思います。

STEP 1 価格転嫁できない理由の把握について

そもそも、なぜ価格の転嫁ができていないのでしょうか。

取引先と交渉しているのか、価格の見直しはできないのか、旧態依然とした取引となっていないのかなど、価格転嫁ができない理由を具体的に把握しましょう。

STEP 2 原因分析について

STEP 1で把握した理由について、次の事項について考えていきましょう。

① 経営状況の把握

主な原因として挙げられるのが、経営分析がきちんと出来ていないことです。まずは自社の売上総利益（いわゆる粗利のこと。売上から原価を引いたもの）、そして営業利益（粗利から固定費を引いたもの）を把握しているかがポイントです。

これらの状況を把握していない事業者は、知らず知らずのうちに採算が取れなくなっている可能性があります。

まずは記帳等から自社の現状を把握し、どこに転嫁出来ない問題があるのか確認して下さい。

② 商品・サービス内容の現状把握

次に、商品やサービスの内容の向上については、どのように取り組んでいますか。同じ先との取引なので、特に対応していない事業者もいらっしゃるかもしれませんが、競争が激しいために、他社と比較して日々向上に努められている事業者など様々だと思います。

現在は、IT化が急速に進んでいることから、商品やサービスのライフサイクルが短くなっています。前者の場合は、競合他社に比べ、余程の強みがなければ、業績は悪化してしまうでしょう。

まずはインターネットを通じた同業他社の商品情報等の取得や、市場調査の実施などにより、自社の商品・サービスの現状を把握しましょう。

STEP 3 解決策の実施について

解決策として代表的な例を以下に示しましたので、まずは自社の取組みであてはまるものがあるか確認してみましょう。

- 商品・サービスの向上、改良
- 新商品・新分野進出による事業の見直し
- 価格交渉や新規開拓による取引の見直し
- PR方法やHP・ブログ等の広報媒体の見直し
- 経理ソフト等の導入による会計事務の見直し

① 商品・サービスの見直しを検討する

消費税増税を良い機会と捉え、商品の見直しも検討してみてはいかがでしょうか。必要に応じて、現在の商品・サービスの見通しが厳しいものであれば、新商品の取扱いの検討や、新分野進出による事業そのものの見直しの検討も必要となるかもしれません。

② 取引価格の見直しと商品のPR方法を検討する

「消費税率の引上げ分を商品価格に上乗せすれば、顧客離れにつながるのではないか」という声をよく聞きます。

まずは、取引先との価格交渉の余地がないか探ってみましょう。

また、小売店や飲食店、サービス業などの場合は、商品や価格の見せ方を工夫してみてもはどうでしょうか。

例えば、食料品小売店で増税前に 300g 1,000 円で販売していた商品を、増税後に 290g 1,000 円として販売する方法や、同商品の販売グラム数に、150g ○○円といった新たな刻みを追加する等、見せ方を変えるだけで消費者の受け取り方も大きく変わると思います。

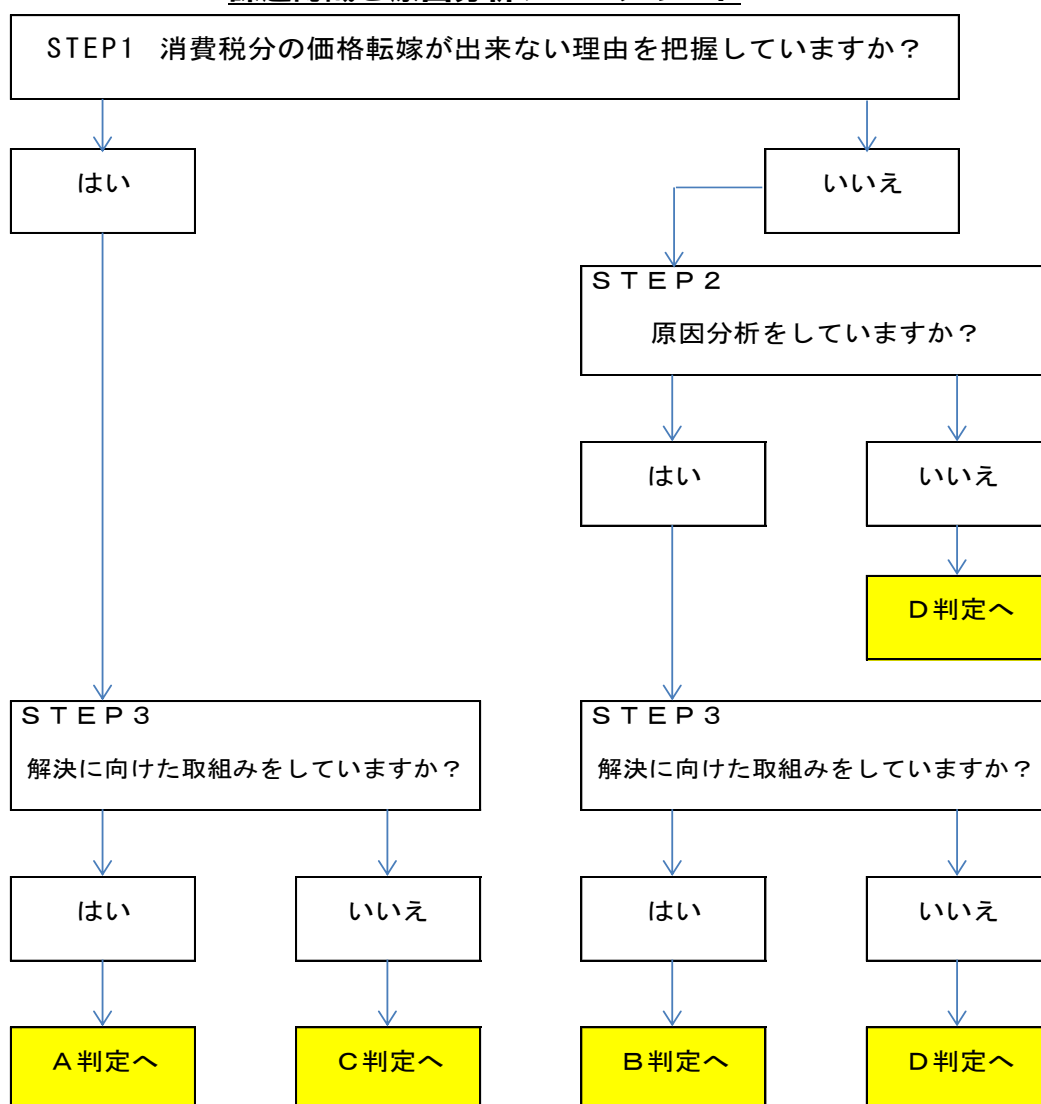
自社ホームページやメールマガジン、フェイスブックなどのSNS等を活用した商品・サービスのPR方法も検討してみましょう。

③ 経理ソフト等の導入による会計事務の見直し

事務効率化のために、手作業で処理している場合は、この機会にIT化を検討してみてもどうでしょうか。

また、既にIT化を図っている事業者は、さらに使い勝手の良いソフトへのバージョンアップなども検討してみましょう。

課題認識と原因分析フローチャート



- A判定… 現状は問題ないようです。ただし、税率が上がれば価格転嫁が出来ない事も考えられます。増税に向け、更なる解決策も準備しておきましょう。
- B判定… 取組みの成果は上がっていますか？P 11～12のSTEP3を参考に、もう一度見直しをしましょう。
- C判定… 消費税増税後は、ますます転嫁することが難しくなると予想されます。把握している状況に応じて取組みに着手しましょう。
- D判定… 消費税増税は刻々と迫っています。P 9～12のSTEPの内容を踏まえ、適切な解決に向けた取組みに着手しましょう。

7. おわりに

消費税率の引上げにより、中小・小規模事業者の経営にとってこれから非常に厳しい局面を迎えようとしています。

消費税に関する各種調査結果においては、資金繰りへの対応や更なるコスト削減などが必要となると懸念している事業者も多く存在していますが、消費税率の引上げまでにはまだ時間が残されていますので、経営全体を見直す良い機会と捉え、前向きに対策の準備をしていきましょう。

わからないことがあれば、お気軽に商工会へご相談下さい。

○商工会の消費税転嫁対策窓口相談等事業では、『経理・税務・販路開拓・新商品開発・経営革新・IT活用などの講習会・専門家派遣による個別の経営課題解決』などを通じて、中小・小規模企業の皆様を支援します。 相談無料・秘密厳守です。